

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ、
中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会 合同会議（第11回）

議事要旨

日時：令和3年11月22日（月曜日）10時00分～12時00分

場所：Web会議

出席者

委員

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ

細田座長、石川委員、大下委員、坂田委員、佐藤委員、長谷川委員、馬場委員、柳田委員

中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会

酒井委員長、青野委員、大熊委員、大塚委員、上林山委員、崎田委員、高村委員、森口委員

主な議題

1. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示について
2. その他

委員等からの主な意見

■法律の施行後のフォローアップ等について

- 個別の企業の取組が公開されているが、国全体としてどうなっているのかをモニタリングするためには、データの集め方について検討するべき。また、データを収集する中で、優れた取組がより進む仕組みとなるようにするべき。
- 実効性について、今後の実践の段階で状況を定期的・定量的にフォローアップすることが重要であり、進まない分野が顕在化した場合は柔軟、かつ、積極的に対応するといったところを考えていくことが重要。
- 国の役割として重要なのは、この仕組みがしっかり成果を上げているのか、取組状況をしっかり把握しモニタリングしていくこと、そして、各自治体の取組に対し必要に応じ監督・指導・助言を行うことであるため、定量的かつ具体的なモニタリングの整備支援を行っていただきたい。
- プラスチック資源循環戦略のマイルストーンを達成するよう、しっかり定量的に見ていかねばならないため、気候変動領域などの他分野で行っている業界ごとの自主行動計画のフォローアップの方法なども参考にしていくべき。

- 必ずしもこれは完成形ではなく、常に **plan-do-check-act** をして、少しでも高みを目指していくべきものであり、これで良ければマイナーチェンジで良いが、だめであればメジャーチェンジをするという柔軟性を持つことが必要。

■プラスチック使用製品設計指針について

- 製品のライフサイクル評価や、環境負荷に限らない、社会影響を含めた評価をしっかりとしながら設計指針を策定することが非常に大事であるため、製品のライフサイクル評価や社会環境影響の評価をしっかりと踏まえた製品設計指針が作られることを期待。
- 消費者による認定プラスチック使用製品の使用を促進するためには、消費者が協力や参加がしやすくなるよう、認定マークは重要であると考え。
- 製品に求められる安全性や機能性と、そのほかの用途に応じて求められる性能とがトレードオフの関係になることもあり、事業者自らが優先順位等の決定を行い、設計に関わる取組を進めることが重要。
- 再生プラスチックの利用が示されているが、国には、現状抱えるコスト面の課題も考慮し、グリーン購入法の基本方針や消費者への普及啓発活動を通して、再生プラスチックの普及に向けた支援を引き続きお願いしたい。
- 製品分野ごとに具体的な基準を策定することは多くの企業が基準に関心を持って関わっていくため、なるべく早期に基準が策定されるように、基準を策定するインセンティブを検討してほしい。

■使用の合理化について

- カトラリーやホテルアメニティ等のお断り活動や軽量化、代替素材の活用を企業はしっかり進める必要があり、こうした場所は消費者との密な接点の場であるため、消費者行動と経済性をつなげて理解する良い現場になる。この際、提供価値、例えば、プラスチック削減量と売上の関係性で成果を評価することも非常に有効である。
- 事業者による取組が行われていくことになるが、消費者の協力が必要であり、また、消費者の関心が高い分野でもあるため、事業者や消費者の理解を十分得られるよう、広報を含めてしっかりと取り組んでいただきたい。
- 特定プラスチック使用製品の取組の効果をしっかりと測定していかなければならないが、コロナの影響もあり、事業者が経済的に非常に苦しいということが多いため、そうした経済状況等の変動も考慮し、評価するべき。

■回収・リサイクルの高度化について

- 自治体・リサイクラーともに、今後どのような異物がどの程度入ってくるか分からない不安から二の足を踏んでおり、市民に対して分別基準を示すことが必要であるため、分別基準に関するガイドラインを早期に提示することが重要。
- 自主回収に関しては、神戸と埼玉で取組が進められており、回収量は多くないが驚くべ

きことに品質が非常に高く、異物はレシート程度しかない。新しい取組により、これまで考えられなかった良いものが収集できる可能性が高い中で、静脈物流の部分に動脈企業がいかに参加できるかが課題であり、1つの大きなカギになるため、動脈企業が参加できる環境を整えていただきたい。

- 一括回収について、小規模な自治体の場合は、プラスチックの収集量を確保するために、複数の自治体が協働するケースがあり得るし、大規模な自治体においては、1つの事業者で対応しきれない場合に複数の事業者と協働して計画を練るケースが出てくると思うが、どの事業者が対応可能かといったような、自治体が具体的に実施するためのアドバイス等、フォローアップを含めお願いしたい。
- リサイクルをあまり実施していない自治体や、容器包装リサイクル法ルートをこれから活用する自治体において財政負担が大きくなるため、それらに対しても国の支援を引き続きお願いしたい。
- 分別収集物の収集、再商品化、そして再商品化により得られた物の利用まで、一連の資源循環の流れを計画段階で設定することで、効果的・効率的な資源循環の実現につながると期待。
- 競合メーカー同士が協力して活動する、自治体がプラットフォームを構築して競合企業をつなぐといった動きが出てきており、今後拡大され自治体をまたぐ広域化につながる可能性も十分考えられるため、国には手続きの簡素化や、そうした動きを誘導するためのインセンティブを検討して欲しい。
- 今後実際に各市町村で新たに導入するスキームを含めて取組を進める上では、特定事業者をはじめ関係者が納得することが重要であり、各主体が負担することになる作業・コストをしっかりと明確にした上で、適正・公平な分担をする必要がある。
- 一括回収について、都内でも積極的な取組をしたいという自治体が多くあるが、何をどうすればよいのかが分からないことや経費の問題もあり、一步踏み出せない自治体も多くいるため、背中を押すためにも制度の説明と積極的な財政支援をお願いしたい。
- リチウムイオン電池について、法律施行後は、混入とそれに伴う発火事故という懸念材料がまだまだ考えられるため、国レベルでの更なる課題の解決に向けた検討も進めてほしい。
- 量を確保するために家庭から様々なプラスチックが集まり、質が低下する懸念があり、リサイクルができないとなれば本末転倒になるため、コストが増える形での回収はできる限り避けるべきであり、むしろ、容器包装の時代から懸案になってきた全体としての合理化が進むようにすべき。
- 神戸市等の様々な自治体で自主回収のプロジェクトが進み、非常に効率も高いものがあるが、まだ限定的な事例であり、それらを広域で横展開することも重要であるため、計画認定スキームはできる限り手続きの簡素化に努めていくべき。
- 分別基準の手引きを早期に、分かりやすく示して欲しい。
- 自治体が全て参加できることが重要であるため、財政負担については、附帯決議を踏ま

え、事業者を含む社会全体での最適化の観点から支援をしてほしい。

■排出事業者による排出の抑制及び再資源化等の取組について

- 多量排出事業者の目標設定や排出量、目標の達成状況について公表するよう努めるとなっているが、こうした情報をしっかり行政が入手し、公表していくことが、実効性の担保の観点からも、進捗の管理の観点からも、非常に重要であり、実際に、目標や進捗状況の把握をする仕組みや制度を国として検討すべき。

■周知・広報等について

- 法全体の関係を含めて特に容器包装リサイクル法等、他の関連法令との関係について、法体系が複雑になっており、必ずしも十分国民に理解されていない側面があるため、周知徹底に努めてほしい。
- 今後、この法律を使用してどのような取組が可能になるか、先進事例を含めしっかり発信していくことが重要。
- 市民・中小企業を含め、この仕組みの趣旨・内容、また、先進的取組を幅広く周知するとともに、今後も引き続き現場の声を聞きながら推進いただきたい。
- プラスチック資源循環を促進していく上では、消費者の関心が重要であり、しっかり理解を得て協力を促す必要があるため、消費者の理解が十分得られるよう、メディアと連携し、伝わる、分かりやすい広報にしっかりと取り組んでほしい。
- 今後引き続きガイドラインや手引き等、細かな詰めがあると思うが、事業者を含む関係者と協力して円滑な運用になるようお願いしたい。

■その他

- リチウムイオンバッテリーについては、プラスチックに限った問題ではなく、廃棄物処理、リサイクル、静脈サイクル等で普遍的に生じている問題であるため、プラスチックから切り離し、別個に検討することが必要。
- 容器包装リサイクル制度に代表されるように、今まで資源循環の静脈で廃棄物処理のコストミニマム化を目指してきたが、今後は政策が多岐にわたればコスト増加もあり得るため、今後は効率化のみならず、動脈との連動で付加価値を作り、循環経済を作り上げることがキーポイントになるため、企業の役割としては、環境適合設計やトップランナー認証を活用し、商品力やサービス力の向上、あるいは、自主回収・再資源化を活用した新たなビジネスの発掘に積極的に取り組むことも重要。
- 新たなビジネスを作っていく必要があると考えているため、国も既に取り組んでいるが、新しいビジネスへの支援や経済的支援を力強く進めてほしい。
- 促進法の側面があるため、メリットを生かすためには、規制緩和をある程度しないと自主的取組が促進されない。自主的な取組をしやすい制度を作るためには、この新法のみならず、ほかの資源循環法、廃棄物処理法等も含め、資源循環を難しくしている点を共

通の課題として整理し、規制緩和を検討してほしい。

- 促進法であることで大きな効果を期待できる場合と、一定の効果を上げた後はそれ以上なかなか変化できない可能性も大きい。いずれは規制的手法を考えなければならない時代が、そう遠くない将来に来ると考えており、この法律の次のステップをどうするかについて検討してほしい。
- 業界等の様々な人々の SDGs のパートナーシップの中で進行していくのが 1 つのあり方であり、業界の方々の積極的なコミットメントがあればこそ、コストも安くなっていき、収集、運搬、リデュース・リユース・リサイクル等が回っていくと思うため、そのコミットメントを政省令の中で作り上げて欲しい。
- クリーニング業界もそうだが、生産者やブランドオーナーの方々が真面目な努力を続けており、しかも、その中には零細業者もいる。真面目な努力をした人が報われるようにしていく必要がある。

お問い合わせ先

産業技術環境局 資源循環経済課

電 話 : 03-3501-4978

F A X : 03-3501-9489